近代日本の『人事興信録』(人事興信所)の研究(1)

增 田 知 子¹⁾ 佐 野 智 也²⁾

<目次>

はじめに

第一部 近代日本の興信業における『人事興信録』

第一章 明治・大正初期の興信業

- 一 興信事業の誕生
- 二 興信所の全国展開
- 三 興信事業者への規制

第二章 人事興信所と『人事興信録』

- 一 人事興信所の経営方針
- 二 『人事興信録』の機能

第二部 人事興信録の記載項目・形式と内容

序

第一章 人事興信録の記載項目・形式について

- 一 ①採録者名について
- 二 ②職業・身分などの記載について
- 三 ③家族について
- 四 ④記述部分について
- 五 ⑤参照について

¹⁾ 名古屋大学大学院法学研究科教授・同研究科附属法情報研究センター長、第一 部分担執筆

²⁾ 名古屋大学大学院法学研究科附属法情報研究センター特任講師、第二部分担執 筆

第二章 『人事興信録』の記載内容の集計

- 一 採録者数
- 二 職業・身分等の集計
- 三 記述部分の集計
- 四 参照の集計

結語

はじめに

現在、名古屋大学大学院法学研究科附属法情報研究センターでは戦前日本の『人事興信録』(人事興信所)のデータベースシステム化を行っている³⁾。近現代日本の人事情報の参考資料として広く活用されている『人事興信録』ではあるが、センターではレファレンス資料としてではなく、近代日本の社会経済政治の変化を反映している人事情報データベースとして、再利用できないかと考え、同書のデータベースシステム化に取り組んでいる。

『人事興信録』を人物事典のようなレファレンス資料としてではなく、統計分析の対象として利用した研究はすでに多く存在している。代表的なものとして、麻生誠による教育学の分野における研究が挙げられる⁴⁾。麻生は、『人事興信録』の明治三六年から昭和三九年までを対象に、エリートの構成比や変遷を分析している。その後も、教育学の分野においては、麻生の成果を基礎とした研究が行われてきている⁵⁾。他の分野でも、『人事

³⁾ データベース化と分析については、主に基盤研究(A)「近代日本の寡頭制ネットワークの政治経済史的分析」(研究課題 16H01998) に基づき行っている。

⁴⁾ 麻生誠『学歴効用論』有斐閣,1977年、76頁以下。麻生誠『エリート形成と教育』福村出版、1978年、190頁以下。麻生誠『日本の学歴エリート』玉川大学出版部、1991年、124頁以下および248頁以下。

⁵⁾ 岩見和彦・曽和信一・富田英典・中村勝行「社会階層と教育 — 『人事興信録』の学歴分析一」(『関西大学社会学部紀要』12巻12号、1981年)は、麻生の分析対象以降の『人事興信録』を使った研究である。また、麻生の研究を全国調査と位置づけ、『人事興信録』に類似する資料から、ローカル分析をおこなう研究もある。吉田文・苅谷剛彦・広田照幸・北村久美子・天野郁夫「近代日本における家族と学歴(1) 山梨県におけるローカルエリートインデックスの分析(III-7部会教育と近代)』『日本教育社会学会大会発表要旨集録』43号、1991年。大川清丈・広田照幸「大正初期大阪名士の数量的分析:伝統と近代のはざま(研究発表 IV IV-7部会教育の歴史(3))|『日本教育社会学会大会発表要旨集録』51号、1999年。

興信録』中の住所を用いた研究などがある⁶⁾。

しかし、いずれの研究も、『人事興信録』から無差別抽出をおこなうか、あるいは、特定の条件に該当するもののみを抽出して調査しており、『人事興信録』の全情報を網羅的に利用する研究はなされていない。また、いずれの研究も、『人事興信録』の簡単な内容紹介や利用についての経験的かつ抽象的な問題点の説明がなされているが、成立過程や採録基準といった資料的な位置づけを十分に明らかにしていない。

その原因としては、『人事興信録』の編纂方針が、実は肝心な点で不明であることが挙げられる。例えば、何人採録されているのか、採録の基準は何か、どのようなルールで情報の掲載を決めているのか、採録者本人の意向は反映されているのか、表記は統一されているのか、等々である。人事興信録が今日でもレファレンス情報として活用されている一方で、研究資料として利用しようとした場合、こうした基本情報が不明なために、限定的な利用に留まらざるを得ないでいると言えよう。

データベース化の利点は、膨大な人事情報をデジタル化することで、全内容を容易に把握することができるようになることである。それにより『人事興信録』の編纂方針にかかわらず、直接データを分析することで、当時の経済社会政治状況を新しい視点で捉えなおすことを可能にしてくれるはずである⁷。

『人事興信録』の沿革であるが、1903年(明治三六)に創刊されて以後、1945年の敗戦に至るまでの43年間、『人事興信録』は14回刊行された。第一版から第十四版の刊行時期は以下の通りである。現在、下線を付した大正四年・第四版、昭和三年・第八版、昭和九年・第十版について、データベースシステム化を進めている。時系列で近代日本の政治経済社会の変化を俯瞰できる情報基盤の構築により、第四版では産業革命後の資本主義経済の発展の影響が、第八版では政党政治を中心とした民主化の発展の影

⁶⁾ 藤岡洋保・岡崎敦子「1921 年と 1931 年発行の『人事興信録』に掲載された東京府在住者に見られる郊外への転居について」『日本建築学会計画系論文報告集』 405 号、1989 年。

^{7) 『}人事興信録』に所収されている膨大な情報を分析することで、近代日本の社会経済史的変化を体制転換の視点で分析する研究が現在、進行中である。Tomoko Matsumoto and Tetsuji Okazaki. "Change in Membership and Ranking of the Elite Over Phases of Democratization" CIRJE Discussion Papers, CIRJE-F-1042, March 2017. 松本朋子「体制転換と社会的流動性:明治期政治エリートの属性変化に関する数量分析(岡崎哲二共著)」日本政治学会研究大会、法政大学(2017年9月24日)。

響が、そして第十版では戦時体制の本格化の影響が、それぞれどのように 人事情報に反映しているのか、他の様々な研究・統計資源と付き合わせる ことにより、解明できるのではないかと考えている。

1903 年 明治三六年四月一八日発行 第一版 1908 年 明治四一年六月一八日発行 第二版 1911 年 明治四四年三月二五日発行 第三版 1915 年 大正四年一月十日発行 第四版 1918 年 大正七年九月十五日発行 第五版 1921 年 大正十年六月十五日発行 第六版 1925 年 大正十四年八月五日発行 第七版 1928年 昭和三年七月十日発行 第八版 1931年 昭和六年六月二三日発行 第九版 1934年 昭和九年十月二八日発行 第十版 昭和十二年三月十三日発行 1937 年 第十一版 第十二版 1939 年 昭和十四年十月二十日発行 1941 年 昭和十六年十月一日発行 第十三版 1943 年 昭和十八年十月一日発行 第十四版

本稿は、その手始めとして、そもそも『人事興信録』とは何かという課題を設定し、そのために次の四項目についての考察を行う。第一に、明治・大正初期の資本主義経済の発展に伴って誕生した信用調査事業、「興信業」について概観する。第二に当時の興信業界における人事興信社の経営方針および出版事業である『人事興信録』の位置づけを明らかにする。また、第三に、第四版(大正四年一月十日発行、第四版)のデータベースの作成を通じて確認できた、人事情報データベースとしての特徴と問題点とを明らかにする。そして第四として、テキストデータにつき項目を立てて集計を行うことで、採録者の傾向を明らかにしたいと考える。第一と第二の項目を第一部として増田知子が、第三と第四の項目を第二部として、佐野智也が分担執筆している。

^{8) 1)、2)} を参照。

第一部 近代日本の興信業における『人事興信録』

第一章 明治・大正初期の興信業

一 興信事業の誕生

日本で近代的な興信業が成立した要因として、欧米で発達していた興信業を視察した人々がその必要性を痛感し、起業または協力したことが挙げられる⁹。興信所の第一号は、外山脩造が欧米視察後の 1892 年 (明治二五) 4月1日に、大阪で商業興信所を設立したことによるとされている ¹⁰⁾。外山は太政官政府時代に銀行業の創設に関わった大蔵官僚であり、浪速銀行頭取に就任してからは、大阪の銀行業だけでなく実業界の指導的役割を果たすようになっていた ¹¹⁾。他方、東京では、日清戦争後の投機熱の中で、1896年(明治二九)、日本銀行をはじめ東京・横浜の有力銀行 26 行の協力による興信所(後に株式会社)が設立されている。第一銀行頭取の渋沢栄一は、すでに日清戦前から東京手形交換所組合の銀行の首脳に対し、取引先の信用調査を行う機関の設置を説いていた。東京興信所が発足すると、渋沢は評議員会議長に就任し、実業界の第一線から退く 1916 年 (大正五)まで在任した。

もっとも、公正な信用調査業務を社会に定着させるのは容易ではなかったようである。東京興信所所長の佐藤正美は、1928 年(昭和 3)に次のように述懐している 12 。

「創業当時の一般商人社会には、未だ興信機関を利用する観念が乏しく、 又動もすれば調査に従事する人々を徒に嫌忌する風があつて、調査上非常に不便を感じ、又調査資料たる登記申請書及び徴税令書すらも、官文 書として容易に閲覧を許されず、又当時は社会組織不備の為め、調査の

⁹⁾ 本稿で取り上げるもの以外では、1892年(明治二五)に白崎敬之助が商工社(後に東京商工興信所)を、岩井三郎が1895年(明治二八)に秘密探偵社(東京)を創設している。喜多辰次郎著『改正弁護士法と三百行為 附興信所探偵社研究』 二松堂書店、一九三六年)96-97頁。

¹⁰⁾ 同前、96頁。

^{11) 『}人事興信録』(大正四年一月刊行・第四版、人事興信所)の「外山脩浩」を参照。

¹²⁾ 渋沢青淵記念財団竜門社『澁澤榮一伝記資料』第51巻、同社、1963年、204-206頁。

端緒を得ることに非常に困難し尚其間には主義方針を異にする種々の興 信所が簇出して、混同せらるる様な事がありまして、創業時代には経営 上一方ならぬ苦心を嘗めました、近年東京興信所の主義方針が一般に知 れ渡るに連れて、仕事が大にし易くなつた次第であります。|

「・・・東京興信所の事業に対する世間の観察は、創業より今日に至る迄、 三度変遷して来ました、即ち最初の時期には軽侮の念を以て迎へられ、 次の時期には恐怖せらる、様になり、其次には経済界の必要欠くべから ざる機関として利用せらる、事となり、今日に至つたのであります。| 「又我国の商工業に従事する人々も欧米とは違ひ各自の資産負債の『ス テートメント』を明示することを嫌ふ風があつて、業務上大に不便を感 じて居るのであります。東京興信所は創立以来既に三十余年を経まして、 諸般の設備も整ひ、現在世界に於ける最大興信所として定評ある米国ブ ラッドストリート興信所及び独逸のシンメルフェング興信所等と、業務 上密接なる聯絡関係を有し、内地は勿論海外到る処調査の出来ざるはな く、内地及海外よりの間合受附報答其他の調査事件は一ヶ年数十万件に 上り、現今経済界に貢献して居る点は実に偉大なるものであります。|

このように、東京興信所は世界規模の欧米の信用調査会社と協力できる 一流の信用調査機関に成長していった。他方で、乱立簇生する興信業界を 勝ち抜いて台頭したのが、内尾直二の創設した人事興信社や後藤武夫の帝 国興信社であった。内尾直二の人事興信社については、管見の限りでは情 報源が『人事興信録』以外にないため、自伝を残している後藤武夫と帝国 興信社にも目を向け、明治・大正初期の興信業について概観することとする。 さて、内尾直二と後藤武夫の共通点は、どちらも家柄が九州(熊本、福 岡)の士族であったこと、大学の法科で学び(明治法律学校、関西大学法 科)、新聞社・通信社の記者を経て(萬朝報自由通信社・電報通信社、福 岡日日新聞)、興信所を創業したことである。創業時期も共に日清戦後で あり、東京興信所の設立を追いかける形で、帝国興信所は1900年(明治 三三)3月3日、人事興信所は1902年(明治三五)であった。なお、彼 等の死後は、息子たちがその事業を継承している。二人の経歴と家族等の 情報について、『人事興信録』昭和三年七月刊・第八版より作成したので、 参照されたい。(下線は筆者註)

内尾直二 人事興信所長	項目	後藤武夫 帝國興信所 (株)、取締役社長
明治九(1876)年十二月 君は舊熊本藩士内尾直平の二男 にして明治九年十二月を以て生れ、 大正八年兄直喜の後を承けて家督 を相續す。夙に東京專門學校、明治 法律學校等に學ぶ。曾で萬朝報自由 通信社、電報通信社等に記者たり。 曩に清國に遊び日清日露の役に方り 懺に暗中飛躍を試む。明治三五年人 事興信所を設立し、人事問題の調査 機關として普く社會の要求に應じ、 爾來歳と共に事業隆盛に赴く相呼應 して益々其眞價を發揮す。又別に其 一部の事業として人事興信錄を編纂 發行し廣く人事調査の資料に供す。	生年経歴	明治三(1870)年八月 君は福岡縣士族後藤增藏の長男にして明治三年八月を以て生れ、同十八年 家督を相續す。同三十年關西大學法科 を卒業し、福岡日々新聞記者となり、 又東京市會議員に擧げらる。現に帝國 興信所取締役社長たり。
東京、芝、白金三光町三〇二 高輪四六九五	住所 電話番号	東京、京橋、木挽町一ノ十一 京橋八八五
東京府士族・内尾直平の二男	家柄	福岡縣士族・後藤増藏の長男
母 ツネ、嘉永五年六月生(地方 技師・梶原善十郎の叔母) 妻 キク、明治十九年九月生(福 島県、津野喜藏の妹) 長男 直繁、明治三四年四月生、 法政大學出身 二男 直昌 (大正三年四月生) 三女 章子 (大正七年一月生) 三女 幸子 (大正九年八月生) 四女 妙子 (大正十二年五月生) 五女 光子 (大正十三年八月生) 姪 アグリ (明治三三年二月生) 姓 アグリ (明治三三年二月生) は愛媛縣人・石山憲一に、姪新 サ子(明治四十年三月生)は新 場縣人・田中藤一郎の二男正次 に嫁せり	家族、親族	妻 タマ、明治八年九月生(福岡県、 青柳武平の長女) 長男 勇夫 明治二五年五月生 長男勇夫妻 操 明治三十年三月生(東 京府、坂本欽一郎の姉) 二男 智夫 明治二七年九月生 二男智夫妻 ヒサ 明治三一年一月生 (福岡県、黒瀬元吉の養子) 孫 義夫(大正十年三月生、長男勇夫の長女) 孫 義夫(大正十年三月生、長男勇夫の長女) 孫 義夫(大正十年三月生、長男勇夫の二男) 孫 道夫(大正五年九生、二男智夫の二男) 孫 明子(大正十二年六月生、二男智夫の二男) 孫 明子(大正十二年六月生、二男智夫の二女) 孫 日出夫(大正十四年一一月生、二 男智夫の一男) 弟 貞雄(明治八年八月生) 弟貞夫の妻 豐(明治十八年十月生(故陸 軍少將小島政利三女)とその五男四女 弟 多喜藏(明治十五年十一月生) 孫 純子(大正九年十月生、長男勇夫の二女) は東京府人・高橋安太郎の養子となり 弟 兼三(明治十二年六月生)は妻壽枝(明 治二二年六月生、和歌山県、小島精太郎の妹)及其二男二女を伴ひ分家せり

内尾直二は、1928年(昭和三)12月に死去した。二男の直昌が「直二」を襲名するとともに父の事業をすべて継承した。また、翌1934年(昭和九)2月11日に、人事興信社は株式会社に改組されている¹³。他方、後藤武夫は1933年(昭和八)2月25日に死去し、長男の勇夫が家督を相續し、帝國興信所社長及び日本魂(にほんこん)社長に就任している¹⁴。

ところで、内尾直二と後藤武夫にはそれぞれ渋沢栄一との接点があった事が伝えられている。二代目直二社長時代の『人事興信録』(昭和九年十月刊行・第十版~)には、創業時に渋沢栄一の指導を仰いだとの記述(刊行の辞)や、「青淵渋沢栄一」から「知人直二」に贈呈された揮毫(論語の一節、「子曰視其所以観其所由察其所安人焉廋哉人焉廋哉」)の写真が掲載されるようになった「5」。他方、後藤武夫は従業員2~3人の帝国興信所を立ち上げるとすぐに渋沢栄一を訪ね支援を求めたが断られていた。だがその後、事業に成功したことで、1918年(大正七)に渋沢の揮毫(「至誠至勤」)を乞い、その扁額を新社屋に掲げるとともに、渋沢に講演を依頼し、事業成功の祝辞を受けるに至っている「6」興信業者にとって、渋沢栄一との関係を宣伝することは、顧客の信頼を得るだけでなく、社会における興信業者の社会的ステータスの上昇を意味していたと言えよう。

二 興信所の全国展開

ところで、後藤の帝国興信所創設の動機の一つに、商業信用調査事業における東京興信所と大阪の商業興信所とによる地域独占への挑戦があった¹⁷⁰。東京興信所と大阪の商業興信所はそれぞれ関東・東海以北と関西以西と、調査対象地域の棲み分けと協力を行っていたのに対し、後藤は単独で事業を全国へと拡大させていった。難関は大阪であったらしく、明治

^{13) 『}人事興信録』(1939年(昭和十四)10月刊行・第十二版)所収の「株式会社 人事興信所の沿革」による。

^{14) 『}人事興信録』(1934年(昭和九)10月刊行・第十版)採録の「後藤勇夫」による。小柳道夫『帝国興信所の八十年』株式会社帝国データバンク、1981年、260頁。

¹⁵⁾ 実際の関係は未詳である。渋沢の秘書の増田明六の日誌(昭和三年七月十九日、八月八日)に稷山金礦会社(朝鮮京畿道)の状況について内尾直二が調査を行った趣旨の記述がある。(公益財団法人渋沢栄一記念財団・デジタル版『渋沢栄一伝記資料』、「内尾直二」検索結果より)。

¹⁶⁾ 後藤武夫『後藤武夫傳』日本魂社、1928年、197-199頁。

¹⁷⁾ 同前、197、224-226頁。

39年8月に大阪支所を開設したものの失敗が続いた。結局、東京から幹部を送り込むと同時に、大阪の明治興信所を買収し同所の経営者を取り込むなど、大阪での人材獲得に務め、ようやく一流銀行支店幹部らとの関係を作るに至っている¹⁸。帝国興信所にとって、大阪攻略の成否は、全国規模で事業を展開できるかどうかの鍵を握っていたと考えられる。

1915年(大正四)、第一次世界大戦勃発の頃に、渋沢の東京興信所と後藤の帝国興信所がどれほど事業所を各地に設置していたか、両社の支所・出張所の一覧を次に掲げる。東京興信所については、『銀行会社要録』大正四年五月刊・第十九版(986-989頁)を、帝国興信所については『帝国銀行会社要録』大正四年十月刊・第四版(4-5頁)を、参照して作成した。

	東京興信所 37カ所	帝国興信所 47カ所
北海道	函館出張所、小樽出張所、札幌出 張所、旭川出張所、釧路派出所	小樽支所、函館支所、札幌出張所、 旭川出張所、釧路出張所、岩内出張所
青森県	青森派出所	青森支所
岩手県	盛岡派出所	盛岡支所
宮城県	仙台出張所	仙台支所
秋田県	秋田出張所	秋田支所
山形県	山形派出所、酒田派出所	米沢派出所、山形支所
福島県	福島出張所	福島支所
茨城県		
栃木県	宇都宮出張所、栃木派出所、足利 派出所	宇都宮支所
群馬県	高崎出張所	前橋支所
埼玉県	川越出張所	
千葉県		
東京都	東京興信所、八王子派出所	東京本所
神奈川県	横浜出張所	横浜支所
新潟県	新潟出張所、長岡出張所、三条派 出所、柏崎派出所、新発田派出所	
富山県	富山出張所、高岡出張所	富山支所、高岡支所、伏木出張所
石川県		金沢支所

¹⁸⁾ 同前、319-324 頁。

福井県		福井支所
山梨県	甲府出張所	甲府支所
長野県	松本出張所、上諏訪派出所、長野 出張所	松本支所
岐阜県		岐阜支所
静岡県	静岡出張所、浜松出張所	静岡支所、浜松支所
愛知県	豊橋出張所、岡崎派出所,名古屋 派出所	名古屋支所
三重県		
滋賀県		彦根支所
京都府		京都支所
大阪府		大阪本部
兵庫県		神戸支所
奈良県		奈良支所
和歌山県		和歌山支所
鳥取県		
島根県		
岡山県		岡山支所
広島県		広島支所、尾道出張所
山口県		
徳島県		徳島支所
香川県		高松支所
愛媛県		
高知県		
福岡県		門司支所、福岡支所、久留米出張所
佐賀県		佐賀支所
長崎県		長崎支所
熊本県		熊本支所
大分県		大分支所
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		
朝鮮		京城支所
中国	上海出張所	

東京興信所が直接人員を配置している出張所等は、東海以北及び上海に限られていた。それは、東京興信所が大阪の商業興信所と協力することで、大阪、京都、名古屋市、兵庫、奈良、滋賀、三重、岐阜、和歌山、福井、石川、岡山、広島、鳥取、島根、高知、徳島、香川、愛媛、大分、宮崎、福岡、山口、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、沖縄、台湾、朝鮮、の31地域を、連絡調査範囲に組み込んでいたためであった。また、欧米については、米国のブラット・ストリート興信所との間で通信調査が可能となっていた。同興信所との協力により、東京興信所の連絡調査区域として設定されていたのは、北米合衆国、カナダ、メキシコ、キューバ、オーストラリア、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、ポルトガル、オランダ、ベルギー、デンマーク、オーストリー、ハンガリー、ロシア、ルーマニア、トルコ、エジプト、インドの、22 カ国に及んでいた 19)。

他方、帝国興信所の海外調査網を見ると、外国連絡興信所として挙げられていたのは、英国ロンドンの「ビューロー・オブ・コンマース・エンドインダストリユース」、米国シカゴの「ラフエイヤツト・マーカンチル・エゼンシー」、露国モスクワの「エス・クラツズキン會社」、スペイン国バルセロナの「ベンジャミン・ジエーリーク」であった²⁰。

このように、両社は人員を配置している支所、出張所等を拠点にして直接調査を引き受けたほか、国内外の他の興信社と協力して連絡や通信という手段により、調査区域を全国化し、さらには朝鮮、台湾、中国、欧米へと拡大していたのであった。

ところで、興味深いことにこの両社は事業網を広げる中で同じ悩みを抱えていた。それは、信用調査における人材の確保の問題であった。前述の東京興信所所長の佐藤正美は、「興信所の業務は一般営利会社と異なり一に経済界の健全なる発達助成をする為めに最も公平正確に取扱はねばならぬものであつて、殆ど公共的事業に等しいものであるから、其従業員に適任者を得る事に就て私共は最も困難して居ります。」と吐露していた²¹⁾。

他方、後藤は、1918年(大正五)4月に帝国興信所を母体に日本魂(に

¹⁹⁾ 東京興信所『銀行会社要録』大正四年五月刊·第十九版、7頁。商業興信所『日本全国諸会社役員録』大正四年七月五日刊·第23回、上、14-16頁。

²⁰⁾ 帝国興信所『帝国銀行会社要録』大正四年十月刊・第四版、5頁。

²¹⁾ 前掲、『澁澤榮一傳記資料』第51巻、205頁。

ほんこん)社を設立し、興信所員が同時に日本魂社員となるシステムを作った。職員に対し、日本の道徳を尊ぶ日本主義の精神主義による教化とモラルの徹底管理を図ったのである。後藤自身の説明は次の通りであった²²⁾。

この「日本魂」の信条に基づく所員採用の標準として、次のような誓約 書が作成された。所員は皆この誓約に反することは「微細な點と雖も背反 することを許さない。」とされた²³⁾。

「誓約書

私儀貴下の経営せらる、帝国興信所在職中は、総て貴所の諸規則及慣例等を遵守するばかりでなく特に左記の各項を確守實行すべきことを堅く誓約いたします若し之に違背致しました場合は甘んじて相當の制裁を受くるのは勿論でありますが若し之が爲に貴所に損害を掛けました場合は保證人と連帯して十分の賠償を致します。

一、私は皇室中心主義を奉じ常に教育勅語、戊辰詔書、国民精神作興 に關する詔書の御趣旨を躬行實踐し且つ是等純日本主義の官傳に

²²⁾ 前掲、『後藤武夫傳』 338-339 頁。

²³⁾ 同前、303-305 頁。

近代日本の『人事興信録』(人事興信所)の研究(1)(増田・佐野) 努む可きことを誓約致します。

- 二、私は至誠努力を標語とし夙夜之が實行に努む可きことを誓約致し ます。
- 三、私は我所長を信頼し親子骨肉の情を以て相交り全所團欒與に俱に 人格の完成と相互の榮進を計る可きことを誓約致します。
- 四、私は腰掛的でなく永久に勤續すべきことを誓約致します。 但し萬止むを得ざる場合は一ヶ月以前に其事情を具して辭職を 御願致します。
- 五、私は時限規律を確守して総て信約を重んじ模範的所員たる可く努 むべきことを誓約致します。
- 六、私が萬一誓約違反の廉を以て解職せられました場合は貴所保管の 私の積立金を没収されましても決して異議を申立てないことを誓 約致します。」

なお、後藤の帝国興信所は、創立十周年の 1909 年(明治四二)の時点で所員数百名、加盟会員は 5 千名に上り、1928 年(昭和三)には、全国に本所(東京)、支部(大阪)、地方支所 58 カ所、約 1 千名の従業員を使うまでに成長した 24 。

三 興信事業者への規制

ここでは、興信事業者を外から規制する法制度について概観しておきたい。『後藤武夫傳』によると、帝国興信所が大阪に進出した頃、当地では警察官や新聞記者らが一旗揚げようと「雨後の筍の如く興信所を設立し、三々伍連行して、銀行会社や商店等を襲ひ、半ば脅迫的強制的に加入を勧誘する」といった状況であったという。そこで、1911 年(明治四三)3 月、大阪府は府令第二六號「信用告知業取締規則」を発布した。すべて興信業を経営するものは、所轄の警察署長の認可を要することとなり、一旗組の興信業者を排除できるようになった。帝国興信社大阪支所は5月に警察署長に認可願いを提出し許可されている²⁵⁾。

もっとも、戦前の日本で興信業者を直接取り締る規則は珍しく、国家レ

²⁴⁾ 同前、310、314-319頁。

²⁵⁾ 同前、321-322 頁。

ベルの法制度化は行われなかった。唯一、刑法第三五章、二三三條が興信所の業務への適用対象となっていた。第三五章は、信用及び業務に対する罪を規定しており、第二三三條は「虚偽の風説を流布し、又は偽計を用い人の信用を毀損し若は其の業務を妨害したる者は三年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す」と定められていた。なお、興信業者は個人及び法人等の秘密を調査入手し、依頼人にそれを告知するのであるが、刑法第十四章の秘密を侵す罪に規定されている第一三三條(信書開披の罪)、一三四條(身分職業に依りて、秘密の委託を受けたるもの秘密漏洩の罪)の、いずれも該当しないとされていた²⁶。

後のことになるが、1936年(昭和十一)に、「雨後の筍の如く簇生して発展過程を辿りつつある興信所」について、法規制による資格制限と、探偵・興信所協会を設立して自律的に品位を向上させるべきだとの指摘が行われていた。弁護士の喜多辰次郎は興信業を研究し、興信所の社会的機能の保護増進と同時にその法規制の必要性について次のように述べている²⁷⁾。

「實に興信所は二面の作用を有する。一面に於ては興信所は實業道徳の發達進歩を企圖し、商工業の發展に伴ふ信用取引の正確敏活を助成する産業機關であると同時に、他の一面に於ては社会一般人事に關し外部に現はれたる形態以上に其の隠れたる内容を調査して之を報告し以て將来の損害を未然に防止せしれる調査機関である。」

「・・・興信所の性質は人の秘密の關鍵を掌るにあるを以て不徳義なる人此の事業に從事して其の得たる知見を悪用し、又は技倆拙劣なる者此の職に在りて誤りたる事實を世に教ふるに於ては其の害實に寒心に堪えざるものあり。爰を以て欧米諸国に於ては疾くに此の事業の經營に干渉し、特別の制規の下に立たしめつつあるのである。」

したがって、大阪府令は当時の日本の興信業者の実態に即して具体的な

²⁶⁾ 喜多辰次郎著『改正弁護士法と三百行為 附興信所探偵社研究』二松堂書店、 1936 年、144-145 頁。

²⁷⁾ 同前、89-90、143 頁。

近代日本の『人事興信録』(人事興信所)の研究(1)(増田・佐野) 規制を設けたという点で、重要な意味を持っていた。興信所の業務を理解 する上でも参考になるので、同府令を次に紹介しておくこととする²⁸⁾。

「明治四十三年三月二十八日 大阪府令第二十六號 信用告知業取締規則

- 第一條 他人ノ商取引、資産、其他信用上並ニ婚姻ニ關スル告知業ヲ爲 サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ
 - 一、業務所ノ名稱及所在
 - 二、取扱フヘキ事項並ニ方法
 - 三、本籍、住所、職業、氏名年齡
- 第二條 左ノ事項ハ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
 - 一、業務ヲ取扱ハシムル使用人
 - 二、加入者又ハ被告知者ノ出資額 前項第一號ノ届出ハ被使用人ノ本籍、住所、職業氏名年齢ヲ具ス ヘシ
- 第三條 左記事項ノーニ該當スルモノハ本業ヲ免許セス
 - 一、公安風俗ヲ害シ又ハ其ノ虞アルモノ
 - 二、素行不良ナルモノ
 - 三、身元確實ナラス又ハ信用薄弱ト認ムルモノ

免許前項ニ該當シ又ハ三ケ月以上故ナク業務ニ從事セス若クハ本 則ニ違反シタルトキハ免許ヲ取消スコトアルヘシ

前二項ノ規定ハ使用人ニ之ヲ準用ス

第四條 本業者ハ加入者名簿及告知事件簿ヲ備へ常ニ加入者ノ現在ヲ明 カニシ且告知シタル事項ノ要領ヲ記シ業務所ニ備へ置キニケ年間 保存スヘシ

警察官吏ハ何時ニテモ前項ノ帳簿ヲ檢閲スルコトヲ得

- 第五條 本業者ハ左ノ事項ヲ爲スコトヲ得ス
 - 一、虚構又ハ不實ノ告知ヲ爲スコト
 - 二、認可ヲ得タル使用人以外ノ者ヲシテ事務ヲ取扱ハシムルコト

²⁸⁾ 同前、145-149頁。

三、名義ヲ問ハス認可外ノ出金ヲ加入者其他ノ者ヨリ受ケ若ハ要 請スルコト

四、加入者タラムコトヲ強テ勧誘スルコト

- 第六條 左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
 - 一、廃業又ハ業務者ノ改氏名、死亡、解散
 - 二、使用人ノ解雇又ハ改氏名、死亡

前項第一號ノ死亡ハ戸籍法上ノ届出義務者ニ於テ之ヲ爲スヘシ

- 第七條 業務上ニ就テハ家族、同居人又ハ雇人ノ所為ト雖モ本人ノ責ニ 任ス
- 第八條 文書ヲ以テ告知スル場合ニ在リテハ業務所ノ名稱、所在、告知 年月日ヲ明記スヘシ
- 第九條 本則第一條、第二條第一項、第五條、第六條第一項、第八條二 違反シ又ハ第四條第二項ノ査関ヲ拒シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處 ス
- 第十條 前項ノ科料ハ法人ニ在リテハ其ノ代表者又ハ清算人、犯罪無能 力者ニ在リテハ其ノ法定代理人又ハ之ニ代ルヘキ私人ニ適用ス 附則

本例ハ發布ノ日ヨリ施行ス |

第二章 人事興信所と『人事興信録』

一 人事興信所の経営方針

前章では、明治・大正初期の興信業を概観してきた。人事興信所は、どのような事業展開を目指したのであろうか。同所の出版した『人事興信録』は、商業興信業における『〇〇会社要録』、『〇〇紳士録』の類とは全く異なり、採録者の履歴と家族、親族情報が中心となっている。内山直二は、商業興信業務における他社との競合を避け、「本所は模範を歐米先進國に於ける私立探偵會社に採り機関の設備を爲したるもの」(同書初版)という経営方針を掲げていた。ただし、探偵会社と言っても、産業社会のニーズに直接応えることを業務の中心に置いていた。同書の初版の「人事興信所設立及び人事興信録發行の趣意」と「人事興信所規則」には次のように述べられていた。

「人事興信は刑事探偵の如く、犯罪を檢擧するものにあらず、又新聞探訪の如く、秘密を摘發するものにあらず、社會の裏面を清浄にして、犯罪の伏すべき凹處なく、秘密の包まるべき、暗處なからしむるを以て目的とす、例へば茲に支配人を雇はんとする商舗あらば、人事興信は直ちに其人の素性、經歷、交友、親戚、家族、嗜好、習癖等を調査して、其需に應ずべし、又茲に女子を嫁せしめんとする良家あらば、人事興信所は直に其求婚者たる男子の血統、素行、性質、財産、家庭の状態、親戚の關係、及び婦人と醜交の有無を調査して、其需に應ずべし、以上は臨時の事例なり、若夫れ多數の社員を使用し、又は子弟を遠遊せしむる如きものに在ては、人事興信所は常に其内行を密偵し、監督の任にあるものをして、之を掌上に指すが如くならしむべし、歐米先進の諸國に於て此事業の發達せるは、個人信用の保障として、社會平和の保障として、識者の夙に嘆美する所たり」

「三、本所は人事関係に於ける萬般の事項を捜索するものなれば男女の 經歷、血族、姻族、交際の関係、遺傳病の有無等の身元調、技倆、嗜好、 習癖等の内行密偵、信用、財産、商業、取引の實況、寃罪、嫌疑に對す る反證たる可き事實の捜索等は本所獨特の長所なり」

また、商業興信社との棲み分けという点で見ると、興味深いのは『人事興信録』がその編纂にあたって、他社の出版物を堂々と参照していたことであった(同書「例言」)。情報源を他社の既刊本に求めれば、当然その分のコストは不要となる。明治三六年四月刊行の初版では、実業家については東京興信所出版の『銀行會社要錄』、大阪興信所出版社の『全國諸會社役員録』を参考にしている。筆者らがデータベース化した大正四年一月刊の第四版では、同様に、実業家について交詢社出版『日本紳士錄』、東京興信所出版『銀行會社要錄』、商業興信所出版『全國諸會社役員録』、帝国興信所出版社『帝國銀行會社要錄』を参考にしていた。なお、官吏については初版が明治三五年七月刊行の『職員錄』を用い、第四版では大正三年七月出版の『職員錄』により校訂を加えたとある。なお、それらの刊行物が発行された後の異動も少なからず反映しているとしている(同書「例言」)。

人事興信所が力を注いだたのは戸籍調査であったようである。戸籍調査部を置き、戸籍簿の家族・親族情報とその移動の情報収集を行った。初版(明治三六年)については明治三五年十月現在で、第四版(大正四年)では、大正三年九月現在で確認したとされていた。だが、戸籍情報の収集については、「戸籍法実施前の戸籍簿は非常に粗漏なるものにして、其誤謬を襲用したるもの亦尠からず」、また、戸籍謄本の下付については、地方の役場の対応に相当時間がかかっていたようである。初版では誤謬訂正のため一年毎に改訂版を刊行すること(隔年出版)を告知していたが、明治四四年四月刊行の第三版からは隔年毎の改訂(3年ごとに出版)へと修正されている。

しかも、個人情報の収集は所員だけでは対応できず、読者・顧客に向けて次のような依頼をしている²⁹⁾。

「希望

本書の改版に對し左の事項に就いて讀者の投書(匿名にても差支なし) を切に希望す

- 一、採録さるべき人にして之を洩れ補足を要すると認めたるもの
- 一、採録され又はさるべき人若くは其家族の履歴、嗜好、交際等に 干するもの
- 一、戸籍と實際との相違にして殊に嫡庶の区別に干するもの
- 一、許婚、内緣、養子及び婚姻の豫約、申込、破談等の著しきもの
- 一、總で人事交際の上に於て注意に値すと認めたるもの |

堂々と噂話の類いまで募集する方針に驚かされるが、人事興信所が一方で公開の情報源を使いながら、他方で貪欲に個人や家の「秘密」に迫ろうとしていたことが伺える。また、その秘密の取り扱い方については、次のように説明されていた。

「(二) 秘密は當所の要旨にして、如何なる場合と雖も社外は勿論、社内 に於ても、何人の依頼を受け、如何なる目的を以て調査し、又何人に之

²⁹⁾ この「希望」は初版から第七版(大正十四年刊)まで同文が掲載されていた。

近代日本の『人事興信録』(人事興信所)の研究(1)(増田・佐野)

を報告するやを漏洩せしめず、所長獨り其樞機を握り、誓つて秘密を確保する事。| (第四版「人事興信所規則|)

このように産業社会のいかなるニーズにも応えようとする営業方針から見ると、内山直二の人事興信所は、商業興信における後藤武夫の野心に匹敵すると言ってよいのかもしれない。次に、営業方法を見てみる。まず、依頼については、他の商業興信社と異なり、会員制ではなく、紹介も不要としていた。東京の所長(内山)か大阪支局長(旧主幹)に直接調査の依頼をし、調査料金をすべて前金で支払うこととなっていた。また、郵送でも匿名でも、申込みと報告書の受領ができるようになっていた。そのためか具体的な料金体系は、次のようにあらかじめ明示されており、申込み時に前金を同封すれば直ちに着手するとうたわれていた。調査項目別の料金は次の通りであった。(第四版「人事興信所規則」から抜粋、要約)

- ・個別依頼調査(事件の難易軽重等あり。実費による前金と成功報酬の 組み合わせ)
- ・結婚、養子縁組に関する調査(東京市・大阪市内での調査は金五円、特別調査は十円。地方については割増し、追加料金あり。東京・大阪の 二区にわたる場合は倍額)
- ・普通の身元調査(雇入調査—東京市・大阪市内での下級使用人三円、 上級使用人五円、特別調査は各倍額以上。地方については割増)
- ・信用調査(銀行会社の内幕、貸借上の関係、取引上の信用等について。 東京市・大阪市内での調査五円、特別調査十円以上)

ほかに、出張については交通手段(汽車、汽船、車馬賃)毎の実費のほかに、日当が決められており、所長の出張の場合は二十円、尾行調査の日当は四円~十円とされていた。

さらに興味深いのは、人事興信所には、「學生品行調査部」が当初から 設けられており、「家庭を離れて公私諸學校に留學せる男女學生の品行、 交際、成績等を父兄又は學校の依賴に應じ調査報告すべし」(初版「人事 興信所規則」)という業務を掲げていたことである。この学生調査は明治 期からニーズが高く、人事興信所の営業として重きを置いていたと推測さ

れる。他の調査とは異なりオプション・サービスも用意されていたので、 紹介する。(第四版「人事興信所規則|より)

「(十五) 使用人及學生の監督 (東京、大阪在住者に限る) は一人につき毎月金二圓にて其健否、學事の成績、交友の善悪、勤惰の状態、下宿料其他貸借の關係等、遺漏なく精査して一回以上の報告をなし、又緊急缺く可からざる事故と認むる時は、臨時報告を發することあるべし。但し六カ月以上繼續依頼にあらざれば引受けず。

右特約者に在つて、學生より電報等を以て送金を迫り来り、其事由に疑はしき廉ある時は、特別の依賴あれば、當所は其事由を探り、事實と認むる場合に限り一時立替金を爲す事あるべし。

又一回に限り調査事項を指定して報告を望まる、向は、其申込と同時に 金三圓拂込あれば、當所は精探嚴索の上、敏速に其報告をなすべし。但 し使用人及び學生監督に必要なるものに限る。|

なお、人事興信所の人事調査区域については、「日本内地に限らず、廣 く海外に渉るの事項と雖も其依頼に應ずべし。但し出張の場合には旅費を 申受くるものとす。」(第四版「規則)とされていた。既述したように、商 業興信所は国内外に連絡・通信で行える調査網を整備していった。それに 対し、人事興信所が東京と大阪以外に支所、出張所を置いていたのかどう か、また、秘密探偵業務を実際に他社に依頼していたかどうかについては 不明である。

二 『人事興信録』の機能

秘密探偵社としての業務とは別に、コストのかかる出版事業の『人事興信録』を公刊した理由は何であったのだろうか。初版の「人事興信所設立及び興信錄發行の趣意」は次のように説明している。(下線は筆者注)

「社会の表面に立て、交際場裏に翱翔する紳士數千名を選み、其人の經歷、 事業、家族、親姻等の關係を摘要し輯めて一册と爲し、名て人事興信錄 と云ふ、在來の紳士錄人名辭典商工錄等と、全く其主旨目的を殊にし、 紳士個人の外其家庭の内外に於ける身邊の状態を簡明に知悉せしむるに 在り、而も其秘密の如きは、必ずしも摘發せず、一箇有用にして、趣味 ある、交際の栞たるを期するのみ

抑も此の興信錄編纂の事業たるや興信所の一部事業にして、興信所が社會の裏面に伏在する、總ての秘密を秘密に調査し、又之を秘密に報告し、秘密の間に個人の信用を保障し、社會の平和を保障すると、<u>手段を異に</u>し目的を同する別働なり」

本稿の「はじめに」で言及したところであるが、初版と第四版のいずれも 採録者については、「社会の表面に立ち、交際の活発な紳士数千名を選び」 といったことしか述べられておらず、選択基準は不明である。採録者の人数 については第四版では「紳士壱万數千名」となっている。第四版のデータベー スシステム化の結果については、第二部で解説するが、実際には、女性も採 録者に入っており、人数も正確には1万3917人であった。同書の目次の採 録者の氏名も誤記誤植があるだけでなく、人数も違っていた。目次について は、デジタル化してもデータベースとしてそのまま使えない状態であった。 内容についても客観的なデータとして果たしてどこまで正確なのか、不明な 点がいくつも確認されている。また、同版の「例言 五」には、「本書中別 行を以て列記したるは主人、夫人、嗣子に限りたるも、二十歳以上の息子と 十五歳以上の息女とは既に交際社會の人物なるが故に之を加へたり とある。 だが、家族欄と記述欄を見ると、採録者および家族等の年齢についてのこの ような限定は行われていない。さらに、「例言 三 には、「本書は社交を圓 滑にし、其發達と改善とを圖るを目的とするが故に、其人の名譽を捐ふ慮あ るものは、可成的之を避けたり、此れ其詮索調査に於て、萬一の差誤あらん ことを恐れたるが爲なるも明白なる分に限り庶子、私生兒を嫡子と区別した り」とあり、何を以て明白としていたのか、その根拠は明確ではなかった。

前節で紹介したように、取締法規は全国的には整備されておらず、情報の品質は事業者の能力に全て依存していた。他方で、個人の信用情報を入手したいというニーズは、封建的な地縁、血縁の共同体が崩壊し、自由を得た人々が活動を営む社会で増加していた。したがって、おそらく相当不完全であったとしても、個人の経歴・家柄・家族・親戚情報が種々のソースから抽出され集大成された『人事興信録』の需要は高かったと考えられる。

人事興信所は同書を「交際の栞」だと述べているが、『人事興信録』は、それを手がかりに顧客が秘密調査を依頼してくる、商品カタログとしての機能を果たしていたと考えられる。そうだとするならば、『人事興信録』は秘密調査という本体の収益事業につなげるための機能を果たせれば十分だった、ということになる。

ところで、戸籍調査部や『人事興信録』における情報の集積が、人事興信所の事業の目玉を生むこととなった。1925年(大正十四)8月刊行の第七版から「令嬢カード閲覧規定」なるものが登場している。「令嬢カード」とは、次のようなものであった。

「我社獨特の創案に係り多年準備の結果此に發表するに至れるものにして 「令嬢カード」とは東京市内の主なる高等女學校出身者(四五年以来現在 に至る未婚者)の令嬢に就いて其父兄の身分職業原籍族稱本人の出身學校 卒業年度學業成績容姿健康等を一人毎にカード式に調整したるものなり」

興信所が作成した「令嬢ード」を閲覧するためには、閲覧希望者が一名ごとに前金で閲覧券を購入する必要があった。また、カードの閲覧には所員が立ち会い、二、三項目のみ書き写すことが認められていた。なお、閲覧者には閲覧内容について秘密を保持することが求められていた。厳重に管理され、制限された「令嬢カード」というのは、どういうものであったのであろうか。閲覧規定の冒頭には、「一、本閲覧部は結婚に關し、對手方となるべき婦人に就き、知らざる可らざる要點に就き其概念を供給し、配偶選擇上の指針たるを以て目的とす」と掲げられていた。結婚相手について何を知っておかなければならないのかという評価項目の「概念」を提供し、配偶者選択上の指針を教示する、というのである。端的に言えば、カードに評価項目とその選考の指針を示すことで、結婚調査を新しいビジネスにしようとしていたということであろう。さらに踏み込んで言うならば、評価でマイナスとなる「秘密」を持っている女性(または男性)の選別を、人事興信社は積極的に引き受けたのである。

実際のカードの内容は当然のことながら、公刊される『人事興信録』には記載されていない。そこで、一般的な結婚調査では何が調べられていたのか、結婚調査が社会に定着していたと考えられる 1936 年頃の結婚調査

の概念、社会的背景、および具体的な結婚調査項目の基準について、概観 しておくこととする。以下の記述の出典は、前節で引用・参照した喜多辰 次郎著『改正弁護士法と三百行為 附興信所探偵社研究』である³⁰⁾。

- 「一、結婚調査とは結婚即ち婚姻の成立に關し配偶者たるべき一方の當事者の依頼に依り相手方たる異性の性格、健康、血統、資産其の他緣談成立の基礎條件を調査報告するを主とし、婿養子緣組、養子緣組、里子又は乳母等準血族關係を成立せしむる家族親族上の調査を爲すを謂ふ。結婚調査は財産上の調査を主眼とする信用調査に比し、身分上の事に關し、一生一代の重要事案を調査するに在るを以て其の業務は甚だ重要なる價値を有するものである。苟も醇良なる家族制度を尊重し、家系の永續、家名の發揚、一家の幸福延いては忠孝一致等我國特獨の美風たる家族制度の維持發展を希望するものは必ず其の基本たる結婚調査に深甚の注意と最大の努力とを拂はなければならないのである。
- 二、然るに事實は之に反し、最も大切なるべき結婚調査を輕視し無責任なる媒介人の言を信用し又は懇意なる世話人の義理に挟まれて輕率なる結婚をなす者極めて多く、之れが爲に我が國の如き離婚數の多い國は無いのである。・・・・・・其の主たる原因は粗漏の調査に因る輕率なる結婚に基くのである。
- 三、凡そ都會生活の緣談は頗る危險率が高いのである。其の生活環境が複雜して居る爲其の隣家の人でさへ詳細の内情に精通せざる上、都會上の多くは地方出身者であり、其の出身地が遠方である爲自然其の血統、親族關係又は經歷等が判明しない。就中最も危險を伴ふのは血統である。・・・・・・興信所は種々の方法に依り數代以前よりの家庭の死因等を調査し尚特別の依賴者に對しては傍系親の死因をも調査報告して、其の危險を未然に防止するのである。

四、獨り血統のみならず相手方の資産、信用、品性殊に飲酒、投機行為、蓄妾の有無、殊に男子に在りては當該結婚が其の放蕩を止めさせ、改悛せしむる爲の手段としての結婚で無きや否や等の重要なる危險的秘密を探索しなければならない。(後略)

³⁰⁾ 前掲、『改正弁護士法と三百行為 附興信所探偵社研究』111-122 頁。

五、結婚調査要項の基準は左の通りである。(この項目は一部要約一筆者注)

- 一、身分關係
- 二、家族關係
- 三、親族關係
- 四、人格方面
 - A 肉體的方面
 - (イ) 體格 身長、肉付、血色、榮養
 - (口) 血統 癩系統、結核系統、精神病系統
 - (ハ) 容貌
 - (ニ) 気質
 - B 品性
 - (イ) 性質
 - (口) 態度
 - (ハ) 品行
 - (二) 男女関係
 - (ホ) 技藝
 - (へ) 趣味
 - (ト) 宗教
 - (チ) 政党

四(ママ) ○○高等女學校査定

- A 学科成績
- B 身體險查
- C 出席状況
- D 性質
- 五 財産状態
 - 甲 不動産
 - イ 土地
 - 口 建物
 - 乙 電話
 - 丙 流動資本
 - イ 銀行預金
 - 口 無盡関係

丁 營業状態

戌 信用程度

六 参考事實 |

さて、1925 年から始まった「令嬢カード」は、「高等女學校出身者(四五年以来現在に至る未婚者)の令嬢」の一人毎に、「其父兄の身分・職業・原籍族称・本人の出身學校卒業年度・學業成績・容姿・健康等」の項目が記載されていた。その十年後の弁護士喜多辰次郎の著作における結婚調査の「標準項目」と重なるものが多い。こうして振り返ってみると、興信業者、弁護士らの結婚調査をビジネスとする者たちによって、産業社会における結婚の「市場化」と、女性(男性)の「差別化」が進んでいったと推測される。ちなみにこの「令嬢カード」閲覧事業は、1931年(昭和六)6月刊・第九版では、男性も対象にした「未婚者カード」閲覧事業へと変化している。人事興信所及び『人事興信録』の果たした社会的機能については、こうした点も含めて、今後、さらに幅広く考察していく必要があると考える。

第二部 『人事興信録』の記載項目・形式と内容

序

第二部は、『人事興信録』第四版(大正四年一月刊行)の実際の記載内容に基づいて、『人事興信録』という資料の特徴や性質を明らかにすることを目的とする。第一章では、第四版の掲載例として、穂積陳重の項を中心にしながら、どのような項目がどのように記載されているのかを示す。それと同時に、各項目を扱う上での問題点についても指摘する。第二章では、第四版の記載に関して、様々な項目の集計結果を示す。本研究では、『人事興信録』をテキストデータにし、その内容の分析を進めているところであるが、第二章で示す多くの数値は、データ化してはじめて得られたものであると言えよう。

第一章『人事興信録』の記載項目・形式について

図 2-1 は、第四版(大正四年一月刊行)から「穂積陳重」に関する記載を抜き出したものである。①~⑤の大きく五つの部分に分けて説明する。



図 2-1 『人事興信録』第四版の掲載例(「ほ二」頁から)

一 ①採録者名について

各項目の冒頭には、名前が記載されている。この部分は、辞書・辞典であれば「見出し」に相当するものである。本研究では、この部分を指す用語として、「採録者名」という言葉を用い、採録されている者を「採録者」と呼んでいる。

『人事興信録』には、採録者を探すための目次が存在するが、目次と実際の採録者名が一致しない場合がある。例えば、第四版の目次中の「林太一郎」は、実際には採録されておらず、逆に、採録されている「池田正介」は、目次には出てこない。目次にあるが採録されていない人物は3名、採録されているが目次にない人物は4名存在する。

目次と採録者名で表記が一致しない場合もある。いくつか例を挙げると、「井上金<u>治</u>郎」と「井上金<u>次</u>郎」、「井出源<u>作</u>」と「井出源<u>策</u>」、「乾逸<u>見</u>太郎」と「乾逸太郎」、「岩<u>手</u>惣兵衞」と「岩<u>出</u>惣兵衞」、「平尾謙<u>八</u>」と「平尾謙<u>平</u>」、「仙<u>石</u>重邦」と「仙<u>田</u>重邦」などがある。いずれも、前者が目次中の表記、後者が採録者名の表記である。

目次や索引との関係では、読みに関する問題がある。例えば、「下條於
乾丸」は、第四版では「け之部」にあるが、『20世紀日本人名事典』¹⁾ によれば「しもじょう おとまる」なので、「け之部」に採録されているのは間
違いとなる。このような読みの間違いが疑われるものは、数十名ほど存在
する。読みを手がかりに探索しても、見つけられない場合があるということである。

採録者名として掲げられる人物は、「家」制度における戸主とは限らない。 ③の家族の記載中に、「現戸主」という記載が多数見られるからである。 すなわち、採録者名に掲げられる人物とは別に、家族の中に戸主が存在し ており、採録者名自身は戸主ではないということである。

『人事興信録』は、非常に限られた人だけが採録者となっているが、それでも第四版における同姓同名は、38 組 77 名存在する。このような同姓同名の問題があるため、他資料と比較する際の同一人物の判定は、名前のみによることができない。

¹⁾ 日外アソシエーツ編『20世紀日本人名事典 あーせ』日外アソシエーツ、2004年、 1284頁。

二 ②職業・身分などの記載について

採録者名の下には、職業、肩書、身分に当たるようなものが記載されている。記載項目の順序には形式性がある。最初に、位階、勲等、功級が順に「、」を入れずに連続して記載されている。次に、爵位が記載される。その後は、学位、軍内の階級等、の順で記載されることが多いが例外もある。なお、②部分の記載は、1項目ずつ「、」で区切られているが、爵位、学位、軍内の階級等は、位階等の記載と連続している場合もある。

その後は、主に職業に関する事項として、具体的な会社名や、職種(例えば「材木商」)が記載されている。この部分の記載は多種多様であり、「愛知県多額納税者」といった記載もある。

記載の最後は、地名(当時の47道府県)+身分(華族・士族・平民) の記載(例えば、「東京府平民」)となっている場合がほとんどである。

記載の最後が上記のパターンでないものとして、明治以前の制度によって身分を表している場合がある。最も多いパターンは、「旧鹿児島藩士」のように、前に藩名などが付いた上で示される〇〇藩士というパターンである。後ろの「藩士」の部分は、藩主・城主・領主・国老・家老が来る場合がある。単に〇〇藩で終わっている場合もある。この他、「旧将軍家」、「旧 幕臣」、「旧公卿」(「旧公卿家」)、「旧琉球王」といった記載もある。

この旧身分による表記の仕方は、生年による違いと思われるかもしれないが、そうではないようである。明治後期や大正生まれであっても、旧身分の記載がなされている場合は少なくない。

旧身分に付いている藩名については、整理が非常に困難である。一例として、旧加賀藩、旧加州藩、旧金沢藩、旧加賀大聖寺藩、旧加州大聖寺藩の4つの表記が挙げられる。『近世藩制・藩校大事典』を見ると、正式にエントリーされている藩名は金沢藩であり、加賀藩とも言うとされている²⁾。これに基づけば、加賀藩と金沢藩という表記は同一の藩を指していることになる。また、加州は、加賀国の別称であるため、加州藩も同一の藩を指していると考えられる。すなわち、金沢藩を示すものとして、加賀藩、加州藩、金沢藩という3種類の表記が用いられていることになる。加賀大聖寺藩は、『近世藩制・藩校大事典』のエントリーでは、単に大聖寺

²⁾ 大石学編『近世藩制·藩校大事典』吉川弘文館、2006 年、470 頁。

藩である³⁾。ここでの加賀という名称は、藩名ではなく国名として使われており、加賀国の大聖寺藩を意味している。加州は、加賀国の別称であるから、加州大聖寺藩も同じ藩を示している。このように、加賀や加州という名称は、金沢藩の別称として用いられるほか、国名として用いられる場合があることがわかる。

また「旧笠松藩」のように、『近世藩制・藩校大事典』の索引に全く手がかりがない場合もある。これは、1868年(慶応四)に設置された笠松県を指している可能性が高い。このように、藩名の記載は、種々の表現が使われており、これを形式的に整理することは困難である。

記載の最後が、「○○家」という記載になっている場合もある。例えば、 二條正麿の項を見ると、「公爵二條家分家」という記載になっている。記 載パターンは、上記の例のように苗字が入っている場合と、単に「公爵家 分家」との記載のみで苗字が記載されていない場合がある。さらに、「舊 肥前大村藩分家」というように、藩名になっている場合もある。また、分 家という表現以外に、一門、別家、支流といった表現も使われている。

三 ③家族について

この部分には、続柄・名前・生年月・その他の情報、が大きく三つの区切りで記載されている。

続柄は、「妻」が最も多く、子を示す「男」「女」が次に多い。「婦」という記載も多く、これは、息子の妻を示すものとして使われている。「父」「母」「兄」「弟」「姉」「妹」「孫」「祖父」「祖母」の他、「叔父」「叔母」「甥」「姪」「従弟」、さらには、少数であるが「大大々伯母」「姪孫」といったかなり親等の遠い者が記載されている場合もある。法定血族についても、「養子」「養女」「養母」「養父」「養弟」「養孫」という形で記載されている。以上の続柄にそれぞれ妻や夫が記載されている場合があり、「弟妻」「養弟妻」「妹夫」「嫂」(兄の妻)などの記載がある。また、庶子についても、「庶子男」「庶子女」あるいは単に「庶子」という形で記載されている。この他にも、「妻先夫の子」「妻の姪」「養大叔父養子ノ子」「父妾」など多様な続柄の人々が、家族として記載されている。加えて、例えば子を示す

³⁾ 同前、485 頁。

場合に、「男」「女」ではなく、「長男」や「二女」とされている場合があり、 完全に統一されているわけではなく、続柄の記載パターンは非常に多い。

家族は、この部分にすべて記載されるわけではなく、④部分の後部にも記載されている。④部分では、多くの場合、「家族は」という記述で始まるが、それがなく突然記載が始まる場合もある。この部分に記載されている情報も③部分と同様で、続柄・名前・生年月・その他の情報である。大きな違いは、続柄の記載の仕方で、③部分では子を示す表記が原則として「男」「女」であったのに対して、④部分では「長女」「二男」のように順序を示す表記が原則となっている。

④部分に記載されている家族は、大きく2種類に分けられる。一つは、「家族は・・・あり」という形式で記載されているものである。もう一つは、「嫁す」「分家す」「養子となれり」などと記載されているものである。前者は、③部分の記載と同種で「家族」の構成員であると考えられるが、後者は、血縁関係はあっても「家族」の構成員ではないと考えられる。

四 ④記述部分について

記述の冒頭は、多くの場合「君は」または、「当家は」から始まる。後者の場合は、家柄についての説明がなされ、その後に、採録者自身についての記述が「君は」から始まる。「君は」の部分は、「女は」・「女史は」・「刀自は」になっている場合がある。これらから始まる場合は、採録者の性別がすべて女性である。

「君は」の後は、多くの場合、その出自として、親の身分・肩書、親の 名前、親との続柄の情報が記載されている。例えば、穂積陳重は、「君は 旧宇和島藩士穂積重樹の二男にして」と記載されている。

続柄の記載は、多くの場合、長男、二男(次男)というように、順序を示す表記が用いられているが、単に「の男にして」と記載されている場合もある。この他、「嫡男」や「嗣子」とされている場合もある。

順序を示す場合には、「第二子」「第三子」といった表現が使われている場合もある。現在の日本語で考えると、例えば「第三子」は単に三番目の子ということであって、第三子でも長男の場合もあれば、二男、三男の可能性もありうる。そうすると、このような表記がされている場合には、長男、二男といった順序とマージすることは困難だということになる。しかし、この表現は、単に何番目の男子かを示しているだけである可能性が高

い。例えば、小松輝久は、北白川宮能久親王の第四王子であるが、姉として第一王女と第二王女がいるため、通常の表現では第六子となる。この点、第四版では、「北白川宮能久親王の第四子」とされている。また、第四版の皇族之部を見ると、男性は「第一子」、女性は「第一女」という記載がなされている。調査した限りでは、他の採録者も、このような男子の意味で用いられているようである。なお、この種の表現が用いられている場合、華族である場合が多いが、平民の場合もある。

また、庶子については、「庶子」または「庶子男」と記載されている。 私生子の場合もあり、こちらは父親の認知を受けていないので、父親では なく母親の名前が記載され、「の私生子」や「の私生男」と記載されている。

出自の記載には、実親が記載されている場合が多いが、そうではない場合も少なくない。実親以外が記載されている例としては、「の弟にして」、「の兄にして」、「の孫にして」、「の叔父にして」、「の養子にして」などがある。 続柄表現のバリエーションは多く、実子であることを示す表記と合わせると50種類以上もある。このように、出自として記載されている人物は必ずしも親に限られないため、以下では「親」ではなく「出自元」と呼ぶことにする。

出自元は、名前の他に、身分・肩書も記載されている。多くは、②部分の末尾で示されるような、身分+在籍地や旧身分のようなものが記載されている。しかし、②部分の末尾の表現のように固定されておらず、「東京府人」「東京府の人」のような表記で示されていることも多い。

また、出自元の名前の前に、「先代」「亡」「故」という表現が付いていることも多い。爵位・位階・勲等や、「貴族院議員」、「多額納税者」という表現が付いている場合も少なくない。さらに、「眼科の名醫として知られたる」「天下の糸平を以て稱せられし」というような句表現がついていることすらある。さらに、以上の表現は、複数組み合わせて使われていることが通常であり、非常に多くのバリエーションがある。また、出自元の名前は、苗字が省略され、フルネームになっていない場合もある。

出自の記載の後、多くの場合、生年月日が記載されている。例えば、穂 積陳重は、「安政二年七月十一日を以て生る」と記載されている。

その後の記載は多様である。内容として多いのは、家督の相続や学校の 卒業に関する記載である。また、「直接國税五百餘圓を納む」という形で、 納税額が記載されている場合も多い。

既に述べた通り、略歴の後に、③部分に掲載されているもの以外の家族について言及がされていることがある。また、末尾に括弧書きで住所と電話番号が記載されている。電話番号は、その括弧書き中で「電話」という記載で区切られている。住所や電話番号は、本宅の他に、別宅や営業所のものが合わせて記載されている場合もある。

五 ⑤参照について

この部分には、当該採録者と関係がある人事興信録中の採録者名が記載されている。名前にコメ印(※)が付いている場合があり、ページ外に、「※印は姻族関係」と説明されている。しかし、これは、法律上の意味からは間違いであろう。姻族とは、婚姻によってできた親族関係を指し、配偶者の血族および血族の配偶者をいう。例えば、穂積陳重と渋沢栄一との関係は、穂積の妻である宇多の父が渋沢であることから姻族関係である。ところが、穂積陳重の項で、渋沢栄一にコメ印は付いていない。他の採録者を見ても、同様の状況である。そもそも、人事興信録中に血族同士が採録されていることは、華族階級のごく一部などかなり限られている。コメ印が姻族関係であるとすれば、ほとんどすべてにコメ印が付くことになるため、コメ印が姻族関係でないことは明らかである。そうすると、コメ印の有無は何を示しているのであろうか。表 2-1 は、穂積陳重の項の参照人物とその関係、および穂積陳重の項の本文中(具体的には、③部分と④部分)に記載されているか否かをまとめたものである。この表から二つの仮説を設定することができる。

表 2-1	穂積陳重の項に記載されている参照人物	勿

印	参照人物	採録者との関係	本文中の記載
	兒玉秀雄	子の配偶者の兄	あり
	石黑忠悳	子の配偶者の父	あり
	澁澤榮一	妻の父	あり
	澁澤市郎	子の配偶者の父	あり
*	阪谷芳郎	妻の兄弟姉妹の配偶者	なし
*	尾高次郎	妻の兄弟姉妹の配偶者	なし
*	大川平三郎	妻の兄弟姉妹の配偶者	なし
*	明石照男	妻の兄弟姉妹の配偶者	なし
*	星野錫	妻の兄弟姉妹の養親	なし

一つは、本文中に記載がない場合に、コメ印が付いているという仮説である。例えば穂積陳重の項でコメ印のない4人は、いずれも本文中に名前が登場するが、コメ印のある5人は、本文中には登場しない。他の採録者の参照人物にも、この仮説はほとんど当てはまる。

もう一つは、採録者との親族関係の近さの区別を示すという仮説である。表 2-1 において、穂積陳重から見た場合、渋沢栄一以外はすべて親族 4 にはあたらないが、その範囲に区別が見られないわけではない。例えば、子の配偶者の父兄は、親族の血族と言い換えることが可能である。これに対して、妻の兄弟姉妹も親族ではあるが、その配偶者は血族ではないため、妻の兄弟姉妹の配偶者は、親族の血族には当たらない。すなわち、親族と親族の血族まではコメ印がなく、それよりも遠縁になるとコメ印が付くという仮説が、穂積陳重の項から立てられる。なお、養親子関係は、法律上は法定血族関係を構成するが、この仮説上での血族に法定血族は含まない。法定血族は、血族という用語が使われているが、親族関係の結びつき方としては、婚姻との共通性が多く、養親は配偶者に近い関係として扱われていると考えることができる。

しかし、この二つの仮説には、いずれも当てはまらない例がある。一例として、松方正義の長男である松方巖を挙げる。表 2-2 は、表 2-1 と同様に松方巖の項の参照人物をまとめたものである。

まず、松方幸次郎以下は、本文中に記載がないが、コメ印が付いていない。よって、本文中に記載がない場合に、コメ印が付いているとは言えない。逆に、コメ印が付いている人物は、本文中に記載がないという法則は成り立ちうるが、コメ印がなければ本文中に出てくるというわけではないため、コメ印の説明としては不十分であろう。

また、表 2-2 でコメ印がある人物を見ると、4 人とも法律上の意味での 姻族である。ここでは、穂積陳重とは異なり、「※印は姻族関係」という 説明が当てはまっているわけである。そうすると、親族と親族の血族まで はコメ印がないという仮説も否定される。

以上に示した通り、コメ印の有無について、法律上の親族関係や親等数を基準とするような関係性を見出すことはできない。しかし、二つの例い

⁴⁾ 明治民法下においても、親族とは、6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族 をいう(民法旧規定 725 条)。

ずれにおいても、コメ印がある人物は、コメ印がない人物よりも、当該採録者内において、相対的に親族関係が遠いという関係性は見いだせる。また、これら二例では、コメ印のある者は、すべて誰かの配偶者(あるいは養親)であり、法律上の意味合いとは異なるニュアンスで「姻族」という用語を用いている可能性もある。

印	参照人物	採録者との関係	本文中の記載	
	松方正義	父	あり	
	長與立吉	妻の父	あり	
	松方幸次郎	兄弟姉妹	なし	
	松方正作	兄弟姉妹	なし	
	松方五郎	兄弟姉妹	なし	
	松方正雄	兄弟姉妹	なし	
	松方乙彦	兄弟姉妹	なし	
	松方正熊	兄弟姉妹	なし	
	松方義輔	兄弟姉妹	なし	
*	川上直之助	兄弟姉妹の配偶者	なし	
*	堀越角次郎	兄弟姉妹の配偶者	なし	
*	松本松藏	兄弟姉妹の配偶者	なし	
*	平山金藏	妻の父の叔母 (妻の大叔母) の配偶者	なし	

表 2-2 松方巌の項に記載されている参照人物

参照に出てくる人物は、基本的に、人事興信録中の採録者であるが、採録されていない場合もある。採録されていない場合の多くは、亡くなったあるいは家督を譲ったために採録者でなくなったが、参照の編集がされなかったものだと考えられる。例えば、二人の採録者が「子爵太田資美」を参照しているが、太田資美は、第四版の出版の約1年前にあたる1913年(大正二)12月28日に亡くなっており50、採録されていない。なお、その家督

⁵⁾ 日外アソシエーツ編『EPWING 版 現代日本人名録物故者編』日外アソシエーツ、2001年の「太田資美」の項。

を相続した太田資業は採録されている。太田資業の方を参照している採録者も一人いるため、全く見過ごされているというわけではない。家督を譲ったパターンとして、例えば、二人の採録者が「子爵蒔田廣孝」を参照しているが、蒔田廣孝は採録されていない。その家督を継いだ蒔田廣城が採録されており、その家族欄に廣孝の名前が確認できる。家族欄には、亡くなった人物は記載されないため、蒔田廣孝が亡くなっていないことを示している。なお、この例でも、蒔田廣城の方を参照している採録者が一人いる。

参照中の表記と採録者名が一致しない場合もある。いくつか例を挙げると、「安田善三都」と「安田善三郎」、「秋田重光」と「秋田重季」、「鹿島千代」と「鹿島チョ」、「湖龜治良七」と「湖龜治郎七」などがある。いずれも、前者が参照中の表記、後者が採録者名の表記である。一致しない理由を大別すれば、第1の例のような誤植か、第2の例のような改名であり。、第3の例のような表記ゆれはわずかである。もっとも、いずれかの理由に該当するとしても、実際にはその判断が困難であるものが多い。例えば、第4の例は、改名した可能性もあるし、「郎」の辺の部分が「良」と似ていることから、誤植の可能性もある。

また、先代が示されている場合と、誤植や改名の場合との判断も、実際には困難である。先ほど例に挙げたように、「太田資美」と「太田資業」は先代と当代の関係で別人であるが、「秋田重光」と「秋田重季」は前名と現名の関係で同一人物である。この二つを形式上で区別することは困難であり、記述を精読するか、あるいは『人事興信録』以外の情報を参照しなければならない場合もある。

各採録者は、自ら他の採録者を参照している以外に、他の採録者から参照されてもいる。例えば、穂積陳重は、表 2-1 に掲げた採録者を参照しているが、同時に表 2-1 中の各採録者から参照されてもいる。参照は、広い意味で親戚関係を示したものであり、それは参照先の人物から見ても同じであるから、参照と被参照は同じになるはずである。

しかし、参照と被参照の対称性は、必ずしも徹底されているわけではない。例えば、穂積陳重は、表 2-1 中の各採録者以外に、榊茂夫からも参照されている。榊茂夫は、穂積陳重から見て、子(二男)の配偶者の父であ

⁶⁾ 秋田重季の項の記述中に、「初め重光と稱せり」とあることから、秋田重光は、 秋田重季の前名であることがわかる。

るから、コメ印なしで参照していなければならない。穂積陳重の家族の欄にも、「婦季子明二六、七生、二男律之助妻、東京、平、榊茂夫三女」と明確に記載されている。参照にないのは、編集上の脱漏だと思われるが、参照を徹底することは困難であるのか、参照と被参照が対称になっていない例は多い。

第二章 『人事興信録』の記載内容の集計

一 採録者数

第四版の採録者数は、1万3917名である。目次と実際の採録者には齟齬があるため、目次の掲載者を数えるだけでは、この人数を得ることはできない。データにすることによって初めて得られた正確な数値だと言えよう。

二 職業・身分等の集計

まず、冒頭に記載されている位階・勲等・功級を見てみたい。位階所持者は 3301 名、勲等所持者は 2809 名、功級所持者は 586 名であった。各所持者の内訳は、図 2-2 ~ 2-4 の通りである。これを見ると、ある位以降で極端に人数が減少していることがわかる。すなわち、位階では正六位以下、勲等では勲七等以下、功級では功五級以下で極端に減少している。『人事興信録』の採録者の基準が、概ねこの辺りにあるものと考えられる。

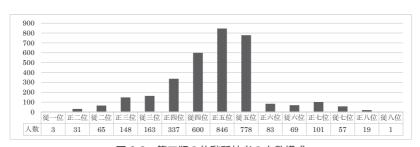


図 2-2 第四版の位階所持者の人数構成

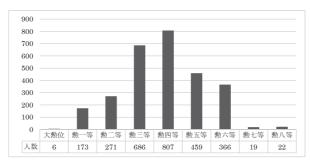


図 2-3 第四版の勲等所持者の人数構成

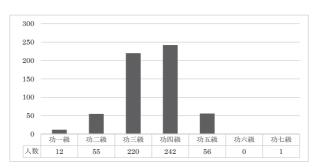


図 2-4 第四版の功級所持者の人数構成

次に、図 2-1 ②部分の末尾に記載されている、地名+身分を見てみたい。まず、身分の方であるが、平民 9787 名、士族 3163 名、そして華族と明記されている者が 278 名である。残りの 689 名は、末尾が地名+身分になっておらず、旧身分や○○家といった記載になっている。この 689 名のうちの 656 名は、爵位を有している。授爵すると華族となるため、この 656 名の身分は華族とみなすことができ、実際の華族は 934 名となる。

さらに残った33名を見ると、旧身分として藩士と記載されている者が29名、旧公卿と記載されているものが2名、未記載が2名である。未記載者2名とも、最後が各項目の区切りを示す読点「、」で終わっており、単なる脱漏と考えられる。藩士を士族、旧公卿を華族とみなすことも可能かもしれないが、さしあたりそのような操作をせずに不明のままとして第四版の身分構成を示すと、図2-5のようになる。

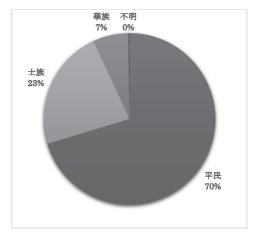


図 2-5 第四版採録者の身分構成

次に地名の方であるが、すべて集計した結果は次の通りである。身分の記載がない 689 名に加えて、単に平民としか記載されていない者が 1 名いるため、記載がない者は 690 名である。この内の多くは、藩名が記載されているが、既に述べたとおり、登場する藩名を都道府県に置き直すことは容易ではない。そこで、この 690 名は記載なしのままとした。

1.	東京府	2693 名	13.	神奈川県	320名	25.	千葉県	176名
2.	大坂府	1059名	14.	愛媛県	318名	26.	熊本県	173名
3.	記載なし	690名	15.	三重県	240名	27.	富山県	170名
4.	兵庫県	637名	16.	岐阜県	224名	28.	埼玉県	163 名
5.	愛知県	497名	17.	大分県	218名	29.	山形県	159名
6.	京都府	453名	18.	鹿児島県	214名	30.	和歌山県	158名
7.	福岡県	429名	19.	佐賀県	203名	31.	福島県	158名
8.	新潟県	386名	20.	長崎県	199名	32.	群馬県	156名
9.	静岡県	353名	21.	滋賀県	196名	33.	山梨県	150名
10.	山口県	345 名	22.	石川県	194名	34.	北海道	149名
11.	長野県	329名	23.	広島県	183名	35.	高知県	149名
12.	岡山県	328名	24.	栃木県	179名	36.	香川県	144 名

37.	茨城県	141 名	41.	奈良県	105名	45.	秋田県	78 名
38.	福井県	137名	42.	青森県	87名	46.	宮崎県	73 名
39.	島根県	132 名	43.	岩手県	81名	47.	鳥取県	69名
40.	宮城県	116名	44.	徳島県	81 名	48.	沖縄県	25 名

三 記述部分の集計

まず、記述の冒頭が、「女は」・「女史は」・「刀自は」になっている場合、 すなわち女性の採録者は、13名である。

次に、採録者の生年月日について見ると、第四版の採録者の刊行時点での平均年齢は、数え年で51.3歳、最年長者は、1828年(文政十一)8月9日生まれの88歳、最年少者は、1911年(明治四四)年10月31日生まれでわずか5歳である。

年ごとの人数構成は、図 2-6 の通りである。図の作成にあたっては、和暦を西暦に置き直した。その際、旧暦については考慮していない。人数が最も多いのは、1865 年(元治二・慶応元)の 586 名であり、平均年齢である 51 歳が属する年代と一致する。なお、生年月日の記載がない者も 12 名存在する。

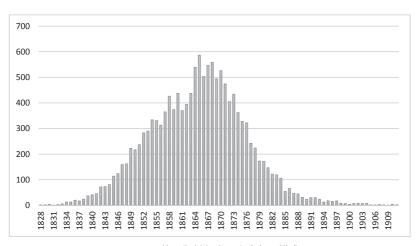


図 2-6 第四版採録者の出生年の構成

次に出自について、実親とその続柄に注目して見てみたい。出自の表記は、実子であることを示す場合の他、兄弟、養子、叔父などもあり、その種類が多いことは既に述べたとおりである。ここでは、実親子関係についてのみ検討することとし、その中でも出生順序がわかる採録者について、その人数構成を示すこととする。なお、女性が採録される例は非常に少ないため、男性に限ることとする。

順序がわかる場合であっても、記載の種類がいくつかある。例えば、長男については、基本的に「長男」が使われているが、「長子」という表現も使われている。また、「嫡男」もここに含んで良いと考えられるが、「嗣子」は明確ではないので含まないものとする。二男については、基本的に「二男」が使われているが、「次男」「第二子」「次子」という表現も使われている。これらはすべて二男とし、それ以下も「第n子」は「n男」と同視して集計する。このようにして集計した結果が図 2-7 である。長男は、人事興信録全体で見ても半数以上であり、やはり、長男が採録者となる率が高いようである。

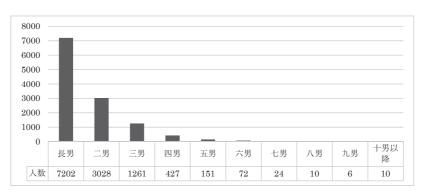


図 2-7 第四版採録者の続柄の構成 (男性で順序が明記されている者のみ)

実親子関係が記載されているがその順序が明示されていない者が 142 名いる。また、庶子と記載されている者が 29 名、私生児が 2 名いる。

実親子関係以外の続柄が記載されている者が 1540 名いるが、そのうち 弟とされている者が 1167 名いる。弟の前にある名前はいずれも男性名で あるから、これらの人物はいずれも長男以外ということになる。よって、

図 2-7 の二男以降の実際の人数は、それぞれの割合は不明であるが、合計 1167 名分が加算されることになろう。これ以外には、弟とは逆に兄と記載されている者が83 名、叔父(伯父)が64 名、孫が54 名と続くが、いずれも弟と比べるとかなり少ない。

四 参照の集計

最後に、図 2-1 ⑤の参照部分について、掲載人数を集計することにする。 集計にあたって、コメ印の有無をどのように扱うかが問題となる。既に検 討したように、コメ印の有無について、法律上の親族関係や親等数を基準 とするような関係性を見出すことはできない。親族関係の距離に関係して いると考えられるが、その基準は明確にできていない。そのため、本稿で は、これを区別して扱うことはせず、単に参照に挙げられているかどうか ということのみで集計することとする。

さらに、集計は、参照と被参照をマージしておこなう。既に検討したように、参照と被参照は本来であれば対称的であるはずだが、実際には必ずしもそうなっていない。これは、参照をもれなく記載することが困難な作業であったからだと考えられる。参照と被参照をマージすることで、このような遺漏を補うことができる。例えば、穂積陳重の参照人数は、9名であるが、被参照人数は10名である。被参照の10名中の9名は、参照人物の9名と同一であるが、1名は穂積陳重の項の参照の脱漏だと思われる。すなわち、穂積陳重の実際の参照人数は、10名と考えるべきであろう。このように、参照と被参照を合わせて、その異なり数を参照数として扱う方が、実際の参照人数に近いものになると考えられる。

以上の集計方法に従った結果を示すと、まず、参照数が0である者が8927名おり、ほとんどの採録者が、人事興信録中での親族関係を持たないことがわかる。参照数が1である者が2549名、2である者が1069名で、この時点で採録者全体の90%になる。参照数が増えるごとにその人数は減少し、穂積陳重のように参照数が10以上の者は、採録者全体の1%以下である。他方、最も参照数が多い者は、松平頼壽で、参照数は30である。図2-8は、参照数が1以上の者の分布を示したものである。社会ネット

ワークの構成比は、ベキ法則に従うことが知られている⁷⁾。人事興信録中の参照関係は、親族関係のネットワークと見ることが可能であるが、このネットワークの参照数の構成比は、概ね、ベキ法則に従っている。参照の記載が、社会ネットワークの一般的な構成比に従っていることは、注目すべき点であろう。

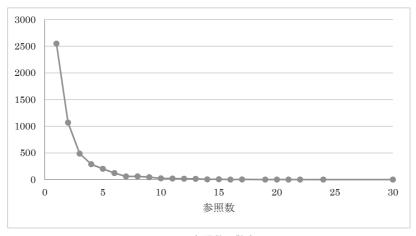


図 2-8 参照数の散布図

結語

筆者らの研究プロジェクトは、『人事興信録』の膨大な人事情報を再利用するため、データベースシステムを作成している。直接データを把握し、分析することで、様々な属性を持った個人と集団が、実際の社会・経済・政治とどのように関係し影響を受けていたのか、という問題を、立体的で俯瞰的なアプローチにより説明していけるのではないかと考えている。そのためには、『人事興信録』一冊ごとに、丁寧な分析を積み重ねていくこ

⁷⁾ アルバート=ラズロ・バラバシ著、青木薫訳『新ネットワーク思考:世界のしくみを読み解く』日本放送出版協会、2002年、96頁以下。なお、『人事興信録』において参照数(ネットワーク分野では「次数」という)が低い者は、他のネットワークと結びつかず孤立しているものが多い。それもあって、『人事興信録』のネットワークは、スモールワールドにはなっていない。

近代日本の『人事興信録』(人事興信所)の研究(1)(増田・佐野)

とが必要であり、本稿はほんのその手始めに過ぎないことを承知している。 今後、継続的に『人事興信録』の研究分析を行い、成果を公表し続けることで、数年後にはゴールが見える地点にたどり着きたいと願っている。

<付記>

本論文については次の公的資金の一部を使わせていただいた。

- ·平成28、29年度科学研究費補助金基盤研究(A)(研究課題番号16H01998)
- ·平成27年度科学研究費補助金挑戦的萌芽研究(研究課題番号 15K12160)
- ・特別経費「電子立法支援システムを基盤とした法令情報の国際発信・ 共有のための法学・情報科学の融合研究の推進」(名古屋大学大学院 法学研究科附属法情報研究センター)